

住宅用初期費用ゼロ太陽光発電設備等導入プラン登録 及び 住宅用初期費用ゼロ太陽光発電設備等導入補助金 申請のてびき

1. 事業の概要

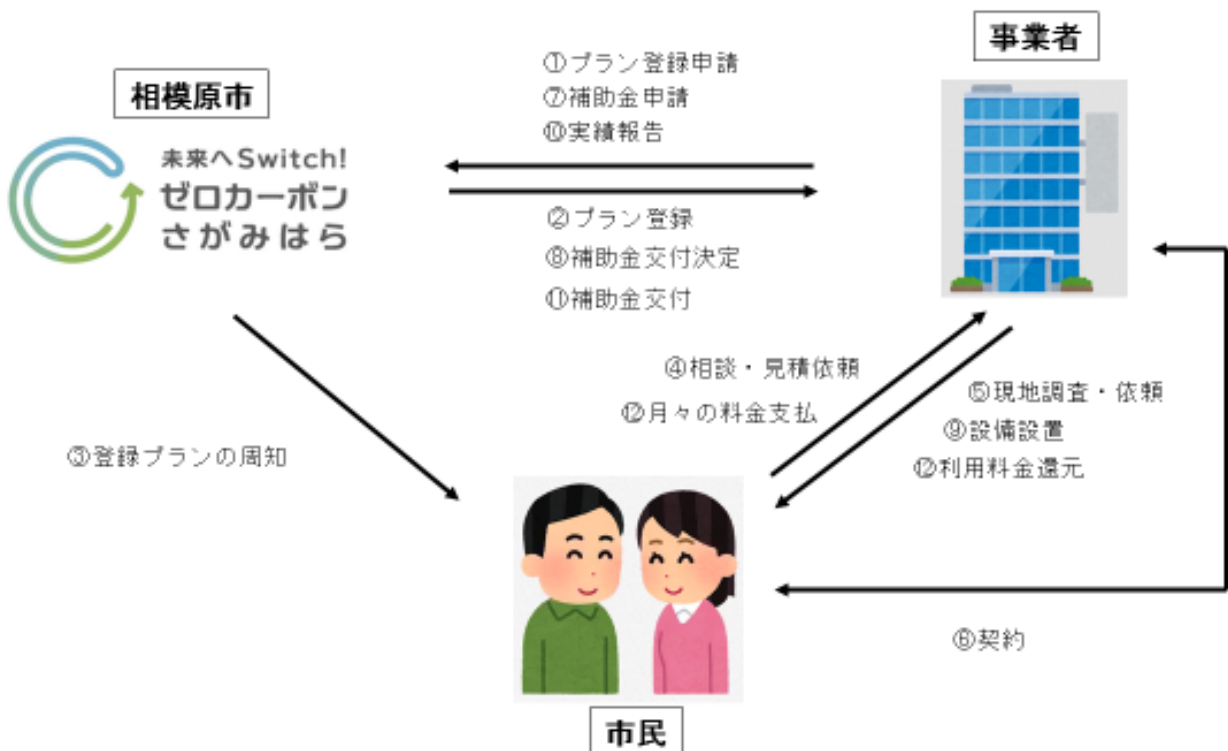
2050年の脱炭素社会の実現に向け、「初期費用ゼロ」で住宅等に太陽光発電設備等の設置が可能なリースやPPAモデルを扱う事業者を募集し、その事業者と事業プランを市ホームページにおいて情報発信するとともに、このプランを活用いただき太陽光発電設備等の導入を促進します。

【初期費用ゼロ太陽光発電設備等導入の仕組み】

住宅に太陽光発電設備等を設置する際に、事業者がその費用を負担し、住宅等所有者は事業者にも月々リース料金又は電気料金等を支払うことで、設備等導入時の初期費用がかからない仕組みです。

【事業スキーム】

- ・契約は事業者と住宅等所有者で直接行っていただき、個々の契約に市は関与しません。また市は設備等の設置に関して保証等いかなる責任を負うものではありません。
- ・住宅等所有者において、太陽光発電設備等の導入に係る初期費用が原則としてゼロとなるもので、月々の料金の支払いは発生します。



※プラン登録に係る流れは、①～③までです。

※プラン登録の後、補助金制度は④以降です。

2 プランの登録への手続き

初期費用が不要なサービスに関するプランの要件を定め、要件に適合したものを市が登録することで、登録プランの適切な運営を促進するとともに、市民が安心してこのサービスを利用できる環境を構築し、市内の住宅におけるエネルギーの地産地消を促進するためにプランの登録を行います。

(1) 申請事業者

単独の法人が行う場合は、当該法人から申請してください。複数の法人の共同事業者の場合は、代表事業者が申請してください。

(2) 申請書類

申請に際しては、次の書類を提出してください。様式は市ホームページに掲載しています。

(<https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/kurashi/1026489/kankyo/hojyo/1020272.html>)

- ・相模原市住宅用初期費用ゼロ太陽光発電設備等導入プラン登録申請書（第1号様式）
- ・プランの内容（第2号様式）
- ・登録申請に係る誓約書（第3号様式）
- ・役員等氏名一覧表（第4号様式）
- ・申請者の登記簿謄本（現在事項全部証明書）
- ・申請者の直近の財務諸表（損益計算書及び貸借対照表）
- ・市民税及び固定資産税・都市計画税（土地・家屋）納税証明書又は未納の税額がない証明書（当該申告の義務を有する者に限る。）
- ・プランに係る契約書のひな形
- ・プラン概要資料（リーフレット等）

(3) 申請受付期間

随時受け付けします。

(4) 申請方法

持参又は郵送にて書面をご提出ください。また、併せて電子メールにおいて、電子データもお送りください。

※電子メールについて

申請書類の内容の電子データを提出先メールアドレスにお送りください。なお、メールの件名を「【社名】住宅用初期費用ゼロ太陽光プラン登録申請書」としてください。

(5) 申請書類の提出先

相模原市環境経済局ゼロカーボン推進課

初期費用ゼロ太陽光発電設備導入プラン登録担当 宛

住所：〒252-5277 相模原市中央区中央2-11-15

メールアドレス：kankyouseisaku@city.sagamihara.kanagawa.jp

3 事業プランの登録

市は、申請書類の書類確認を行いプラン登録し、申請者に文書でその旨を通知します。登録は有効期限を設けず、原則として継続することとします。

4 事業プランの公表

市は、市ホームページ等において登録した事業プランの事業者名や内容等を公表します。

5 事業プランの登録を受けた事業者の責務

(1) 役割

利用を希望する者から見積依頼を受けた場合は、原則として次の業務を行うものとします。ただし、住宅所有者の意向によっては、仮見積書の提示を省略することができます。

- ・ 仮見積書の提示及びサービス概要の説明
- ・ 現地調査及び現地調査に基づく見積書の提示及びサービス内容の説明
- ・ 登録プランに係る契約締結及び工事施工等

(2) 遵守事項

- ・ 現地調査や太陽光発電設備等の設置工事の施工等において、事故やトラブル等が発生した場合には、速やかに必要な措置を講じるとともに、事故等報告書により市へ報告してください。
- ・ 申請者の要件又は登録プランの要件を満たさなくなった場合、速やかに市に報告してください。
- ・ 見積申込や現地調査等により取得した個人情報の取扱いについては、関連法令を遵守し、適切に管理してください。
- ・ 登録事業者は、本市内外における営業状況、登録プランに係る契約状況等、本市が行う調査へ協力するとともに、市内における普及啓発を行うため、市と連携した取組に協力してください。

補助金申請

6 補助金申請の手続き

(1) 申請者

プラン登録を行った事業者が申請書を提出します。

(2) 対象事業

登録プランにより太陽光発電システムを市内に設置する事業であり、次の要件を満

たすものとなります。主な要件を抜粋していますので、詳細は要綱をご確認ください。

- ・住宅所有者と登録プラン提供者で契約が締結され、設置工事が行われるもの。
- ・リース又は電力販売を行う補助事業者に対して補助金が交付された上で、補助金の交付額相当分がサービス料金から控除されるものであること。ただし、電力販売を行う事業者が神奈川県内に本社を有する場合は、交付額相当分の5分の4とすることができる。
- ・住宅の所有者に対し、補助金の交付申請をすること及び補助金の交付額相当分が控除されていることが説明されていること。
- ・電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく固定価格買取制度（FIT）の認定又はFIP(Feed in Premium)制度の認定を取得しないこと。
- ・補助事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジット制度への登録を行わないこと。
- ・国の二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）交付要綱及び地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領に則ったものであること。

（3）申請書類

申請に際しては、次の書類を提出してください。様式は市ホームページに掲載しています。

(<https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/kurashi/1026489/kankyo/hojyo/1020272.html>)

- ・補助事業等計画書（第2号様式）
- ・収支予算書（第3号様式）
- ・補助金等概要調書（第4号様式）
- ・補助申請に係る誓約書（第5号様式）
- ・役員等氏名一覧表（第6号様式）
- ・太陽光発電設備の設備費等の経費が確認できる見積書等
- ・蓄電池の設備費等の経費が確認できる見積書等
- ・録プランに係る契約書の写し
- ・補助事業により導入した設備が処分制限期間満了まで継続的に使用するための必要な措置等が証明できる書類
- ・初期費用ゼロサービス契約期間内の住宅所有者の利用料の合計額から補助金交付額相当分が控除されることが分かる書類
- ・補助金の交付申請をすること及び補助金交付額相当分が住宅の所有者に還元されることが説明されたことを示す書類
- ・市税の滞納がないことの証明書（当該申告の義務を有する者に限る。）
- ・その他市長が必要と認める書類

（4）申請受付期間

令和6年1月31日（水）まで

(5) 申請方法

持参又は郵送にて書面をご提出ください。また、併せて電子メールにおいて電子データもお送りください。

(6) 申請書類の提出先

相模原市環境経済局ゼロカーボン推進課

初期費用ゼロ太陽光発電設備導入補助金担当 宛

住所：〒252-5277 相模原市中央区中央2-11-15

メールアドレス：kankyouseisaku@city.sagamihara.kanagawa.jp

7 補助額

○太陽光発電設備

7万円/kW（上限5kW）

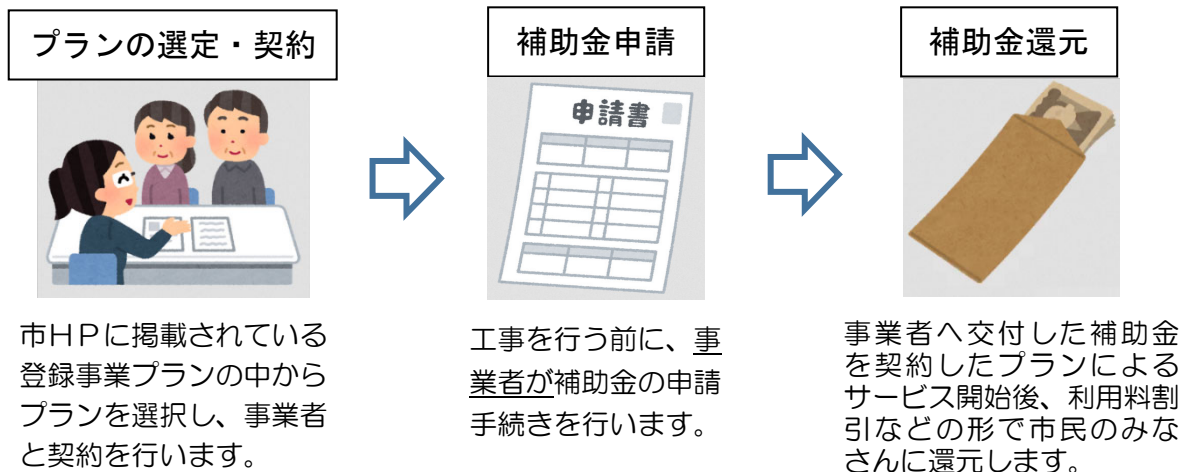
※市内事業者が施工した場合、3万円を加算

○蓄電池

補助対象経費に3分の1を乗じた額

（1kWh当たり15.5万円の3分の1を上限とし、上限5kWhまで。）

8 補助の流れ



9 問合せ先

相模原市環境経済局 ゼロカーボン推進課

住所：〒252-5277

神奈川県相模原市中央区中央2-11-15

電話：042-769-8240

(令和5年11月15日)

参考

申請者の要件

- ア 法人（国及び法人税法第2条第5号に規定する公共法人を除く。）であること。
- イ 過去2年以内に銀行取引停止処分を受けていないこと。
- ウ 過去6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出していないこと。
- エ 次の申立てがなされていないこと。
 - （ア）破産法第18条又は第19条に基づく破産手続開始の申立て
 - （イ）会社更生法第17条に基づく更生手続開始の申立て
 - （ウ）民事再生法第21条に基づく再生手続開始の申立て
- オ 債務不履行により、所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売開始決定がなされていないこと。
- カ 補助事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財政能力を有すること（債務超過の状況にないこと。）。
- キ 市民税及び固定資産税・都市計画税（土地・家屋）に未納がないこと。（当該納税の義務を有する者に限る。）
- ク 市長が措置する指名停止期間中の者でないこと。
- ケ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- コ 相模原市暴力団排除条例（平成23年相模原市条例第31号。以下「暴力団排除条例」という。）第2条第3号に規定する暴力団員でないこと。
- サ 暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団でないこと。
- シ 代表者又は役員のうち暴力団員に該当する者でないこと。

登録プランの要件

- ア 市内の住宅所有者を対象に初期費用なしで、発電出力が10kW未満の太陽光発電システムを設置するサービス（リース又は電力販売）であること。
- イ 太陽光発電設備又は太陽光発電設備及び蓄電池を導入するサービスのいずれかであること。
- ウ 太陽光発電システムが故障した場合に、登録プランに係る契約期間中は事業者により、速やかに交換又は修理が行われるものであること。
- エ 住宅所有者から希望があった場合、登録プランに係る契約期間中の契約解約を認めるものであること。また、事業者都合で当該契約を遂行できなくなった場合、住宅所有者に不利益が生じないような契約となっていること。
- オ 登録プランに係る契約終了後に、太陽光発電システムが住宅所有者へ原則として無償譲渡されるものであること。
- カ 太陽光発電システム又は当該設備の取付工事が原因で生じた身体障害に起因する賠償責任補償が付加されていること。また、太陽光発電システム又は当該設備の取付

工事が原因で生じた財物損壊に起因する賠償責任補償が付加されていること。

- キ 登録プランに係る契約期間が太陽光発電システム設置から5年以上であること。
また、当該契約終了後も太陽光発電設備については設置から17年間、蓄電池については6年間継続して市内において設置されると見込まれること。
- ク 太陽光発電設備を導入した住宅に太陽光発電設備からの電気が供給される場合にあっては当該電気に環境価値（太陽光発電設備からの電気が持つ、発電時に二酸化炭素を排出しないという価値のことをいう。）が伴っており、事業者が環境価値を取得しないこと。
- ケ 太陽光発電設備で発電する電力量の30%以上が当該設備を設置した住宅で消費されること。
- コ 太陽光発電システムに係る設備費及び設置工事費の合計額の発電出力の1キロワット当たりの単価が300,000円未満であるもの。
- サ 登録プランに参加する事業者のうち、販売事業者（太陽光発電システムを設置する市民と直接、登録プランに係る契約を締結する事業者をいう。）と施工事業者（太陽光発電システムの設置工事を行う事業者をいう。）については、登録プランで採用する太陽光発電システムの取引実績又は施工実績があること（同等の実績があると認められる場合を含む。）。また、関連事業者のうち1社は可能な限り相模原市内に現に事務所（支店登記の有無にかかわらず、事務を反復継続して実施し、かつ、契約締結権者を有するもの）を有して事業を行っていること。
- シ 太陽光発電設備の設置にあたっては、再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」（資源エネルギー庁）に定める遵守事項等に準拠して実施されること（ただし、専らFITの認定を受けた者に対するものを除く。）。
- ス 国の二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）交付要綱に則ったものであること。

太陽光発電設備の要件

- (1) 太陽光発電設備を構成するモジュールが、次のいずれかの要件を満たすものであること。
 - ア 国際電気標準会議（IEC）のIECEE-PV-FCS制度に加盟する海外認証機関又はIECEE-CB認証機関による太陽電池モジュール認証を受けたものであること
 - イ 一般社団法人電気安全環境研究所の認証を受けたものであること。
 - ウ 一般社団法人太陽光発電協会のJPEA代行申請センターにおいて型式登録がされたものであること。
- (2) 未使用品であること。
- (3) 地絡検知機能を有していること。
- (4) 太陽光発電設備のメーカーが国外企業の場合、当該メーカーの日本法人があること。